

指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護事業所  
指定（介護予防）短期利用認知症対応型共同生活介護事業所  
「グループホームなごみ」運営規定

（趣旨）

第1条

- 1、この規定は、介護保険法及び認知症対応型共同生活介護事業所の人員、施設並びに運営に関する基準（以下「基準省令」という。）とその他関係法令通知の定めるほか、医療法人みらい会（以下「当法人」という。）が設置経営する認知症対応型共同生活介護事業所グループホームなごみ（以下「当事業所」という。）の運営に関する重要事項を定めることを目的とする。

（事業所の目的）

第2条

- 1、当事業所は、認知症対応型共同生活介護サービス計画（以下「ケアプラン」という。）に基づいて、比較的安定した認知症の状態にある要介護者（認知症に伴って著しい精神症状を呈する者、認知症に伴って著しい行動異常がある者及びその認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。）に対して、入浴・排泄・食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るように支援することを目的とします。
- 2、当事業所は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場立ってケアプランの提供に努めます。
- 3、当事業所は、明るく家庭的な雰囲気有し、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行うとともに市町村や居宅介護支援事業者、他グループホームその他の介護保険施設、保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。
- 4、地域密着型介護サービス事業者として、当事業所を利用できる方は、平川市に在住する方、若しくは平川市に住民票のある方に限ります。（平成18年4月以前に入所した他市町村の方は除外します。）

（運営方針）

第3条

- 1、当事業所は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その心身の状態等を踏まえて、共同生活を妥当かつ適切に行います。
- 2、当事業所は、そのサービスの提供に当たっては認知症対応型共同生活介護計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行います。
- 3、当事業所の従業者は、サービスの提供に当たり懇切丁寧を旨とし利用者又はその家族に対し、共同生活介護上必要な事項について理解しやすいように指導又は説明を行います。

- 4、当事業所は、自ら提供するサービスの質について自己評価を行うとともに、外部団体による外部評価を行い、常に運営改善を図ります。(運営推進会議を年6回以上開催で、隔年で外部評価を実施。6回以下で年1回の外部評価の開催)
- 5、事業所は、指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕を提供するに当たっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

(事業所の名称及び所在地)

#### 第4条

当事業所の名称及び所在地は以下の通りです。

- (I) 名称 : グループホームなごみ
- (II) 所在地 : 青森県平川市柏木町藤山 30-35

(従業者の職種及び員数)

#### 第5条

- 1、当事業所における従業者の職種・員数及び職務内容は、別表第一の通りとします。

(利用定員)

#### 第6条

- 1、当事業所の利用定員は、1ユニットを9名とし、2ユニット18名を定員とします。

(利用者に対する介護サービスの内容)

#### 第7条

当事業所は、利用者に対し次に掲げる介護サービスの提供を行います。

- 1、当事業所の運営する認知症対応型共同生活介護の提供に当たる従業者の員数は、事業所を構成する共同生活住居ごとに、夜勤時間帯以外の時間帯で認知症対応型共同生活介護の提供に当たる介護従事者を、その共同生活住居の利用者が3又はその端数が増すごとに1人以上とします。また、夜間の時間帯を通じて1人以上の介護従事者に夜勤勤務を行わせません。
- 2、管理者は計画作成担当者にケアプラン作成の業務を担当させます。計画作成担当者は利用者の心身の状況、要望及びその置かれている環境を踏まえて、他の従業者と協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービス内容を記載したケアプランを作成し提供します。
- 3、計画作成担当者は、ケアプラン作成に当たり、併設する通所介護の設備を有効活用するとともに、利用者の生活習慣に基づいた多様な活動の確保に努め、利用者又はその家族に対し作成した計画の内容等について説明いたします。また、計画作成後においても他

の介護従事者及び利用者が、ケアプランに基づき利用する他の居宅サービス等を行う者との連絡を継続的に行うことにより、計画の実施状況の把握を行い、必要に応じてその計画の変更を行い、利用者の便宜を図ります。

- 4、介護サービスの提供に当たっては、認知症の状態にある利用者の心身の状況に応じて、利用者がその自主性を保ち、意欲的に日々の生活を送ることが出来るようにすることを念頭において利用者の精神的な安定、問題行動の減少及び認知症の進行緩和を図られるように介護サービスを提供し、利用者の人格に十分配慮して実施します。
- 5、利用者の食事・家事等は、原則として利用者介護従業者が共同で行うように努めます。利用者と介護従業者食事や清掃、洗濯、買い物、園芸、レクリエーション、行事等を共同で行うことによって良好な人間関係を築き、家庭的な生活環境の中で日常生活が送れるよう配慮します。
- 6、利用者が自らの趣味、または嗜好に応じた活動を行うことが出来るように必要な支援を行います。また、利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続き等について、利用者またはその家族が行うことが困難である場合は、同意を得て代行します。

#### (短期利用認知症対応型共同生活介護)

#### 第8条

- 1、当事業所は、各共同生活住居の定員の範囲内で、空いている居室等を利用し、短期間の指定認知症対応型共同生活介護（以下「短期利用認知症対応型共同生活介護」という。）を提供する。
- 2、短期利用認知症対応型共同生活介護の定員は1の共同生活住居につき1名とする。
- 3、短期利用認知症対応型共同生活介護の利用は予め30日以内の利用期間を定めるものとする。
- 4、短期利用認知症対応型共同生活介護の利用に当たっては、利用者を担当する居宅介護支援専門員が作成する居宅サービス計画の内容に沿い当事業所の計画作成担当者がケアプランを作成することとし、当該ケアプランに従いサービスを提供する。
- 5、入居者が入院等の為に、長期に渡り不在となる場合は、入居者及び家族の同意を得て、短期利用認知症対応型共同生活介護の居室を利用することがある。なお、この期間の家賃等の経費については、入居者ではなく短期利用認知症対応型共同生活介護の利用者が負担するものとする。

#### (入退居に当たっての留意事項)

#### 第9条

- 1、短期利用認知症対応型共同生活介護の利用者の入退居に際しては、利用者を担当する居宅介護支援専門員と連携を図ることとする。

(利用料その他の費用の額)

#### 第 10 条

- 1、当事業所の利用料は、別表第 2 の通りとします。
- 2、利用料の徴収に当たっては、予め利用者又はその家族にサービスの内容及び費用について説明を行い、同意を得て行うものとします。

(事業所の利用に当たっての留意事項)

#### 第 11 条

- 1、利用者は日常生活の秩序を保ち、相互の親睦に努めるよう努力します。
- 2、利用者は、外泊又は外出しようとするときは、その都度、外泊先又は外出先、用件、外泊又は外出する期間等の予定を当事業所の管理者に届け出て、承認を受けることとします。
- 3、利用者またはその家族は、事業所内で次の行為を禁止します。
  - (1)けんか、口論、泥酔、ハラスメント等、他人に迷惑をかけること。
  - (2)指定した場所以外での喫煙。
  - (3)営利行為、宗教の勧誘及び特定の政治活動を行うこと。
  - (4)その他この規定の定めに反すること。

(非常災害対策)

#### 第 12 条

- 1、当事業所は、消防法施行規則第 3 条に定める消防計画及び風水害、地震等の災害に対処するための防災計画を策定し、その計画に基づき非常災害対策として避難、救出訓練の実施等を行います。
- 2、消防計画の策定及びこれに基づく消防業務の実施は、消防法第 8 条に定める防火管理者が行います。
- 3、消防訓練及び避難、救出訓練は年 2 回実施いたします。

(業務継続計画の策定等について)

#### 第 13 条

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

(衛生管理)

第 14 条

- 1、当事業所は、利用者の使用する衛生設備・食器・その他の設備、または飲用水について衛生的な管理に努めます。
- 2、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
  - (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
  - (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
  - (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(虐待の防止)

第 15 条

- 1、当該指定認知症対応型共同生活介護事業者における虐待の防止の為の対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことが出来るものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について介護従業者に周知徹底を図ること。
- 2、当該指定認知症対応型共同生活介護事業者における虐待防止の為の指針を整備すること。
- 3、当該指定認知症対応型共同生活介護事業者において、介護従業者に対し虐待防止の為の研修を定期的実施すること。
- 4、前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。  
担当者：所長

(身体拘束)

第 16 条

- 1、事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為は行わない。やむを得ず身体拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。
- 2、事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。
  - (1)身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図るものとする。
  - (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。

- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的を実施する。

#### (個人情報の保護)

##### 第 17 条

- 1、事業所は、利用者又は家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。
- 2、事業者が得た利用者又は家族の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者又は家族の同意を、あらかじめ書面により得るものとする。

#### (地域との連携など)

##### 第 18 条

- 1、事業所は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等地域との交流に努める。
- 2、事業所は、指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、本事業所が所在する圏域の地域包括支援センターの職員、認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕について知見を有する者等により構成される協議会（以下この項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね2月に1回以上、運営推進会議に対し提供している本事業所のサービス内容及び活動状況等を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設ける
- 3、事業所は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに当該記録を公表するものとする。

#### (その他、当事業所の運営に関する重要事項)

##### 第 19 条

- 1、当事業所は原則として、月ごとに職員の日々の勤務時間、職務の内容等を明確にした勤務表を作成し、これを掲示します。
- 2、当事業所はすべての全ての介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、従業者の資質向上の為、最低年2回の研修の機会を設けます。

- 3、当事業所の従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密保持について、これを厳守します。また、従業者は退職後これらの秘密を保持させるため、当事業所に勤務する者に対して予めその事項を盛り込んだ雇用契約書を作成し、従業者との雇用契約時に説明同意のもと、雇用契約します。
- 4、当事業所が提供したサービスに関する利用者からの苦情に対し、迅速かつ適切に対応するため、苦情相談の窓口として管理者及び計画作成担当者が担当するとともに、ホールに「ご意見箱」を設置し、意見の収集を行い改善に努めます。
- 5、当事業所の提供するサービスにより賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに賠償いたします。当事業所では、損害賠償保険に加入しております。
- 6、当事業所は、利用者への認知症対応型共同生活介護サービスの提供に対して、ケアプラン及び提供したサービスに関する記録、緊急やむを得ない場合に行った身体拘束等に関する記録、基準第 26 条による市町村への通知に関する記録等の諸記録を整備し、その完結日より 2 年間保存いたします。また、利用者からこれらの記録の閲覧を求められた場合には、原則これに応じます。ただし、家族からの閲覧等の請求については、ご本人の同意が得られない場合には、これに応じないことがあります。
- 7、当事業所は指定居宅介護支援事業所やその従業者に対して、また介護保険被保険者に当該共同生活住居を紹介してもらった対償として、または退居する者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益供与は行いません。
- 8、事業所は、適切な指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 9、この規定に定めるもののほか、当事業所の運営に関する事項は、医療法人みらい会と管理者との協議に基づいて定める。

#### 附則

この規定は、平成 16 年 11 月 1 日より施行する。

平成 17 年 6 月 30 日付、一部改定（痴呆を認知症に読み替えの為）。

平成 18 年 1 月 1 日付、新市合併に伴う住所変更。

平成 18 年 4 月 1 日付、一部改定（地域密着型介護サービスへの移行に伴い、利用者の制限等を盛り込む）。

別表 1（員数）、別表 2（料金）の変更

令和 3 年 4 月 1 日付、虐待防止の為の措置に関する事項の追加。

令和 4 年 7 月 1 日付、生活機能向上連携加算・栄養管理体制加算算定に伴い、料金表の変更。

令和 5 年 12 月 1 日付、一部改定 （運営方針）第 3 条第 4 項・第 5 項、（業務継続計画の策定等について）第 1 3 条、（衛生管理）第 1 4 条、（虐待の防止）第 1 5 条、（身体拘束）第 1 6 条、（個人情報の保護）第 1 7 条、（地域との連携など）第 1 8 条、（その他、当事業所の運営に関する重要事項）第 1 9 条第 2 項、第 8 項の追加

令和 6 年 4 月 1 日付、介護保険法改正に伴い利用料金変更。



別表 第1

職 種	資 格	常勤	非常勤	計	職 務 内 容
所長 (計画作成担当者兼生活相談員)	介護福祉士 介護支援専門員	1人		1人	(所長の職務) 施設運営がスムーズに行われるように業務調整を行う他、市町村や他介護保険事業者との連携を図ります。 事業所の業務を統括管理します。また、計画作成担当者を兼務し、入所者の管理及びサービス計画の作成に従事します。
管理者 (計画作成担当者・介護職員兼務)	介護福祉士 介護支援専門員	1人		1人	(管理者の職務) 事業所の業務を統括管理します。また、計画作成担当者を兼務し入所者の管理及びサービス計画の作成に従事します。 (計画作成担当者) 利用者の心身の状況・環境等を考慮し、援助目標、具体的サービス内容を記載した認知症対応型共同生活介護計画を作成します。
介護職員	介護福祉士	11人	0人	11人	(介護職員の職務) 利用者の日常生活の援助に従事する介護従業者のうち、1名は3年以上認知症高齢者の介護に従事した経験者を配置。
	その他(介護職員)	1人	0人	1人	
看護職員	看護師 (准看護師)	0人	1人	1人	看護職員は入居者の病状や日々の状態を把握し適切なケアにあたりると共に医療機関との連携を図り入居者の健康維持に努めます。

指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護  
指定（介護予防）短期利用認知症対応型共同生活介護料金表

別表 第2

区分	金額	備考
(介護予防)短期利用共同生活介護費	要支援 2 : 777 (1554) 「2331」 要介護 1 : 781 (1562) 「2343」 要介護 2 : 816 (1634) 「2451」 要介護 3 : 841 (1682) 「2523」 要介護 4 : 858 (1716) 「2574」 要介護 5 : 874 (1748) 「2622」	( ) 内2割負担者 「」内3割負担者
(介護予防)認知症対応型共同生活介護	要支援 2 : 749 (1498) 「2247」 要介護 1 : 753 (1506) 「2259」 要介護 2 : 788 (1576) 「2364」 要介護 3 : 812 (1624) 「2436」 要介護 4 : 828 (1656) 「2484」 要介護 5 : 845 (1690) 「2535」	( ) 内2割負担者 「」内3割負担者
各加算	① 初期加算：30 (60) 「90」/日 ② 医療連携体制加算：37 (74) 「111」/日 ③ 医療連携体制加算（Ⅱ）：5 (10) (15) ④ サービス提供体制加算：22 (44) 「66」/日 ⑤ 栄養管理体制加算：30 (60) 「90」/月 ⑥ 生活機能向上連携加算：200 (400) 「600」/月 ⑦ 認知症専門ケア加算：3 (6) 「9」/日 ⑧ 若年性認知症利用者受入加算：120 (240) 「360」/日 ⑨ 入院時費用：246 (492) 「738」/日 (1ヶ月6日) ⑩ 退居時相談援助加算：400 (800) 「1200」/1回 ⑪ 科学的介護推進体制加算：40 (80) 「120」/月 ⑫ 介護職員等処遇改善加算：18.6%/月	①入所後30日間のみ ⑤⑥⑦⑨該当者のみ ( ) 内2割負担者 「」内3割負担者
食材	1日に付き 1210円	
家賃	一般居室 1日に付き 510円 特別室(4室) 1日に付き 1020円	
冷暖房	1日に付き 305円	
日用品費	(1) 歯ブラシ 120円	希望者のみ

	(2) シャンプー 600 円 (3) シャンプー詰替え 500 円 (4) 洗濯洗剤 500 円 (5) 箱ティッシュ 400 円 (6) フレッサー 420 円 (7) 歯磨き粉 200 円	
教育娯楽費	(1) クラブ活動費 実費 (2) 行事材料費 実費	行事参加者のみ
理美容代	1 回につき 2000 円	希望者のみ
予防接種費	(1) インフルエンザ予防接種実費（各市町村で決められた費用） (2) 肺炎球菌ワクチン（各市町村で決められた費用）	希望者のみ
業者クリーニング代	1 k g に付き 330 円	利用した方のみ
おむつ代	(1) 尿取りパッド 25 円 (2) 夜用パッド 45 円 (3) テープ止めMサイズ 110 円 (4) テープ止めLサイズ 110 円 (5) リハビリパンツMサイズ 90 円 (6) リハビリパンツLサイズ 90 円	1 枚単位、1 袋単位で購入 できます。 家族持参も可能
電気使用量	(1) テレビ使用料（1 日に付き） 50 円 (2) 冷蔵庫使用料（1 日に付き） 70 円	テレビ・冷蔵庫を持ち込 みした場合
貸出使用料	(1) テレビ(1 ヶ月に付き) 500 円 (2) 冷蔵庫(1 ヶ月に付き) 700 円 (3) チェスト(1 ヶ月に付き) 1000 円	希望者のみ

認知症対応型共同生活介護サービスを受けている方については、その他の居宅サービスに係るサービス費用の負担は発生いたしません。